通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第8号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給単位期間)	(支給単位期間)
第9条の3 [略]	第9条の3 [略]
2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の	2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の
いずれかに掲げる <u>事由が同号</u> に定める期間に係る最後の月の	いずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当
前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日にお	<u>する事由に限る。)が前項第1号</u> に定める期間に係る最後の
いて明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日	月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日
の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その	において明らかである場合には、当該事由が生ずることとな
日の属する月の前月)までの期間について、 <u>前項</u> の規定にか	る日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、
かわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることが	その日の属する月の前月)までの期間について、 <u>同項</u> の規定
できる。	にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めるこ
	とができる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。	(2) 休職条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に
	より休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する
	許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により
	大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定に
	より派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により
	派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、
	自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業を
	し、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しない
	<u>こととなること。</u>
(3)~(5) [略]	(3)~(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。